

この明細書は、青色申告者が有する所得税法施行令第 130 条第 1 項の承認に係る減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、「所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書」と併せて提出します。

- 1 「整理番号 a」欄には、一連番号を付します。
- 2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載します。
- 3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、届出資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の資産で、その形式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごと、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載します。
- 4 「数量 e」欄には、3 の資産の数量を記載します。
- 5 「法定耐用年数 f」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載します。
- 6 「取得価額 g」欄には、3 の資産の取得価額を記載します。
- 7 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3 の資産につきこの届出により所得税法施行令第 130 条第 8 項の規定の適用を受けようとする年の 12 月 31 日までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計（1 年未満の端数切捨て。）を記載します。

この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる法定耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載します。
- 8 「年要償却額 k」欄には、3 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」の年数で除して算出した金額を記載します。
- 9 3 の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「取得価額 g」及び「年要償却額 k」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数切捨て。）を「算出使用可能期間 n」欄に記載します。
- 10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、2 つの資産が機械及び装置である場合には、9 により計算し、「算出使用可能期間 n」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を限度としてみなし承認を受けようとする耐用年数を記載します。
- 11 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、「未経過期間対応償却基礎額 m」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数切捨て。）を記載します。
- 12 「帳簿価額 r」欄には、2 つの資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に届出資産を取得した日の属する年の 12 月 31 日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載します。
- 13 「所在地 s」欄には、その資産の所在する場所を記載します。